

## 連 帯 保 証 書

公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会

会 長 坂 本 久 殿

(法 人 名)

1 私は \_\_\_\_\_ に関し、同社の取引の相手方等からの請求により、宅地建物取引業法第64条の8の規定に基づいて弁済業務保証金の還付がなされた場合には、同法第64条の10の規定に基づいて同社が貴協会に支払うべき還付充当金納付債務について、連帯して保証いたします。

私は、次の①～③の場合においても、上記連帯保証の履行責任を負うことを確認・理解いたしました。

- ① 私が同社の代表取締役（代表者）を退任し、新任の代表取締役（代表者）が選任されない場合における還付充当金納付債務の一切。
- ② 私が同社の代表取締役（代表者）を退任し、新任の代表取締役（代表者）が選任された場合でも、新任の代表取締役（代表者）が貴協会に対し還付充当金納付債務についての連帯保証書を差し入れない場合における還付充当金納付債務の一切（なお、私が同社の代表取締役（代表者）を退任した後の同社の還付充当金納付債務を含みます。）。
- ③ 私が同社の代表取締役（代表者）を退任し、新任の代表取締役（代表者）が選任され、新任の代表取締役（代表者）が貴協会に対し還付充当金納付債務についての連帯保証書を差し入れて連帯保証をした場合において、私が同社の代表取締役（代表者）を退任する以前の同社の行為に関する還付充当金納付債務の一切。

**極度額： 2,000 万円** （極度額は、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定により①主たる事務所分として1,000万円、②設置する従たる事務所の数に500万円を乗じた額を算出し、①と②の合計額を記入。）

(法 人 名)

2 私は、 \_\_\_\_\_ から、民法第465条の10所定の(1)財産及び収支の状況(2)主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況(3)主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容について、情報提供を受け、理解しています。

令和 年 月 日

住 所

連帯保証人

⑧